

Q なぜ地域計画をつくるの？



A 日本のおいしいお米、やさい、くだものなどを作る農地を守るためです。ただ、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、近い将来、地域の農地が守れなくなるかもしれません。農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用していくのか、その具体的な姿を描くタイミングは今しかありません。もちろん地域計画を策定してもすぐには課題を解決できませんが、今皆さんで話し合うことで、一歩前進できます。郡山市でも、毎年『地域計画』を見直す予定ですので、『協議の場（話し合いの場）』に積極的に参加ください！

Q 担い手がいないのに地域計画を作る必要があるの？



A 担い手がいない地域であるからこそ、地域計画を作る必要があります。地域の課題を洗い出し、皆さんで共有し、地域外から新規就農者や農業法人などの受け手を受け入れるなどを考えるきっかけとなります。周辺には規模拡大したい農業者や法人もあり、耕作可能な農地を探しています。こういった農地を探している方へアピールするため、どのような受入れ可能な農地があるのか、どのような受け入れ条件なのか、先にみなさんで話し合う必要があります。この話し合いの結果と、受け手に貸したい農用地等があることを地域外にアピールする手段として、地域計画が利用できます。

Q 目標地図って何？



A 地域計画の一部として、地域内の農業を担う方々が、近い将来（おおむね10年後）、具体的にどの農地を耕作しているであろうかを、地図として目に見える形に表したものです。郡山市では、農地所有者や耕作者の方々への意向調査の結果や、協議の場での話し合いの結果などをもとに作成します。一旦作成した後も、地域の皆様とともに将来の農地を守るため定期的に見直しを行いながら、より良い地図を目指して取り組んでまいります。

Q 郡山市の地域計画上の『農業を担う者』になるためには？



A 郡山市では、認定農業者、認定新規就農者、『人・農地プラン』の中心経営体に位置付けられている方、『協議の場』においてお名前が挙がった方等、多くの方を『農業を担う者』へ位置付けていき、毎年『協議の場』を開催し、『農業を担う者』の見直しをしていく予定です。『農業を担う者』になると、メリット措置を受けやすくなりますので、一緒に農地を守りませんか？

【問い合わせ先】

郡山市農業政策課

Tel: 024-924-2201

郡山市農業委員会事務局

Tel: 024-924-2481

郡山市WEBサイト

<https://www.city.ko>

[riyama.lg.jp/soshiki/](https://www.city.ko/riyama.lg.jp/soshiki/)

/111/6730.html



地域計画

検索

農林水産省WEBサイト

<https://www.maff.go.jp/j/kei>

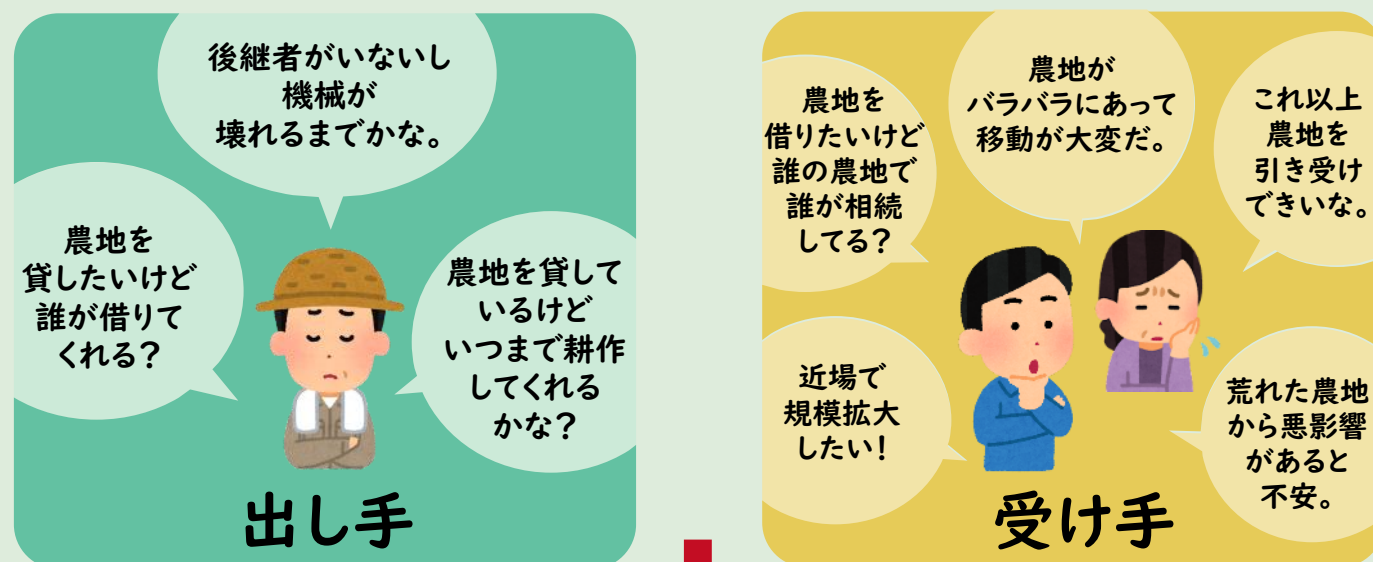
[ei/koukai/chiiki_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/kei/ei/koukai/chiiki_keikaku.html)



地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための**地域計画**に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来を話し合いをしませんか？



このままでは地域の農地を維持できない！

課題解決のために **地域計画** を一緒に取り組みませんか。

郡山市では、関係機関（県、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等）と一体となって **地域計画の策定** に取り組んでいます。一緒に話し合いませんか？

地域計画 とは （旧称：人・農地プラン）

農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。計画書の部分と目標地図で構成されています。

計画書

地域のスローガン等

+

目標地図

10年後の農地の姿

郡山市

郡山市における地域計画策定の流れ

郡山市では、令和5年度から旧市町村をベースに14地区（三穂田町、喜久田町、日和田町、大槻町、安積町、片平町、逢瀬町、湖南町、熱海町、富久山町、東部地区、西田町、中田町、田村町）に分けて『地域計画』の策定を進めており、令和6年度末までに策定する見込みです。地区毎にスタート時期を分け、『協議の場』を3回ずつ開催し意見をいただきながら進めており、策定後も年に1回以上は開催する予定です。※開催時期は、市のWEBサイトをご覧ください。

<郡山市での策定の流れ>

1 関係機関（県、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等）が集まり会議

2 協議の場（第1回目）

事業説明、計画書について地区に分かれグループワークをしました。

3 意向調査（アンケート調査）

農業委員会事務局から郵送で農地所有者や耕作者の方に発送しました。
農地や農業経営について今後の意向を回答頂き、目標地図作成に活用しています。

4 関係機関（県、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等）が集まり会議

5 協議の場（第2、3回目）

事業説明、計画書のグループワーク、
目標地図の検討をしました。



話し合いながら、目標地図の
検討を行いました。



6 関係機関の意見聴取

7 地域計画案の公告 ※2週間以上

8 地域計画公告 ※令和7年2月末予定

策定後も年に1回以上は『協議の場』を開催予定

お願い事項等

市が地域計画を策定

地域計画では『目標地図』を作成します。目標地図とは、一筆毎に10年後誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを地図にしたものです。すぐに耕作者が見つからない農地は、「今後検討」となります。目標地図に載ったとしても、権利設定がされるわけではないので安心してください。地域計画は毎年見直しを行います。

農地の見える化だね。



目標地図の素案作成例

農業者のみなさんへ

- 協議の場には後継者や若者なども広く参加をお願いします。
協議の場は、どなたでも参加可能で、会議日程等は市のWEBサイトに掲載していますので、ご確認ください。
- 協議の場では、地域の課題と将来像について、参加者が様々な意見を出し合いながら話し合います。

農地所有者のみなさんへ

- 地域のために出し手の協力が大事です。
出し手も保全管理をするなど、協力して地域内の農地を維持しましょう。耕作者だけでは地域の農地は守り切れません。農地を貸していてもまだ地域の一員です。
- 荒れた農地は周辺の農作物にも支障をきたします。
荒らしたままの農地は害虫や害獣を呼び込み、なつかしい景観も損なわれます。更に悪化すると、ゴミ等の不法投棄の温床になり、所有者が処分しなければならない可能性もあります。農地の適切な管理は所有者の義務です。